八　平成十七年総務省告示第二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この項において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　削除	一　電気通信業務障害防止区域
	区分 / 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） / 当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。） / 上の欄の㈡の幅（メートル） / 当該防止区域に係る地域の名称
二　電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	二　［同上］
区分 / 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） / 重要無線通信の種類 / 当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。） / 上の欄の㈡の幅（メートル） / 当該防止区域に係る地域の名称	区分 / 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） / 重要無線通信の種類 / 当該伝搬障害防止区域の範囲：電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。） / 上の欄の㈡の幅（メートル） / 当該防止区域に係る地域の名称
［一～一〇　略］	［一～一〇　同上］